

(別添1-1)

小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式の特定評価基準（小規模維持補修）

本件の施工体制確認方式においては、施工体制および価格点について下記の評価基準により合計評価点を算出し、一定の条件のもとで最高点を獲得した者と随意契約を行なう。

施工体制を確認し評価するための配点及び基準

評価項目		評価事項		配点	評価A(×1.0)	評価B(×0.6)	評価C(×0.0)
施工体制等の評価(価格以外)	施工体制(75点)	人員体制(20点)	技術者数	10	建設業法に規定する技術者を十分に配置可能	左右に該当しない	建設業法の規定する技術者数が少ない
			労務者数	10	十分に多い	左右に該当しない	少ない
		保有資機材(20点)	自社(または長期リース契約)保有機械の量	5	十分に保有している	保有している または、対応可能	保有状況に問題有り(失格)
			資材	10	ストックが十分にある	左右に該当しない	ストックが少ない
			資機材庫の位置	5	担当地域内での早期対応が可能	左右に該当しない	担当地域内での早期対応に問題有り(失格)
		緊急時体制(35点)	緊急時連絡体制	12	常に連絡がとれる状況が複数用意されている	左右に該当しない	連絡がとれない状況がある(失格)
	緊急時施工体制		18	かならず複数班が対応できる状況にある	左右に該当しない	体制がとれない事態が想定される(失格)	
	独自の緊急時体制		5	評価できる体制が構築されている	左右に該当しない	評価できる体制は無い	
	過去の実績	過去3年間の実施状況	10	同種工事の登録又は受注の実績がある。共同企業体にあつては、実績を有する構成員が7割以上いる	左右に該当しない	同種工事の登録又は受注の実績がない。共同企業体にあつては、実績を有する構成員が3割未満である	
	価格以外点	各評価点の合計点	85				
価格点	総価により計算	15	評価点 = 15点 × 最低価格 / 入札価格 (小数点以下第2位四捨五入1位止め) * 最低価格とは、入札価格のうち最低の入札価格(総価) * 小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領第16-2の失格基準価格を下回った参加表明者を失格とする。				
評点の合計結果			100				

- 注) 1) 合計が100点になるように配点する。
 2) 各評価項目(価格点の除く)について、各提案者の内容を比較してA、B、Cの3段階評価を行う。
 3) 各評価項目の配点に対して、評価Aの場合は1.0、評価Bの場合は0.6、評価Cの場合は0.0をそれぞれ掛けて評価点を算出する。
 4) 同種工事の登録とは、長野県小規模補修工事での当番登録、また同種工事の受注の実績とは、施工体制確認型契約方式小規模維持補修工事の受注実績をいう。
 5) 過去3年間のうち1回以上の登録又は受注実績がある場合は、実績有りとする。